

利益相反管理方針

当社は、お客様本位の業務運営を徹底し、保険募集業務と自動車の販売・修理・整備等の兼業業務との間に生じ得る利益相反を適切に管理するため、以下のとおり方針を定め、これを公表します。

第1条（基本方針）

当社は、保険代理店業務を行うにあたり、お客様の利益を不当に害することのないよう、利益相反が生じるおそれのある取引・行為を適切に把握し、管理する体制を整備します。

第2条（利益相反の定義）

本方針において「利益相反」とは、当社又は当社の関係者の利益を優先することにより、お客様の利益が不当に害されるおそれがある取引又は状態をいいます。

第3条（対象となる業務）

本方針の対象となる業務は、兼業業務のうち、当社が行う自動車修理等の保険金支払い請求業務とします。

第4条（利益相反のおそれがある行為の例）

当社における利益相反のおそれがある取引・行為の例としては、次のようなものが挙げられます。

- (1) 当社の利益を優先することにより、お客様の利益を損なう場合
- (2) 特定のお客様を優先することにより、他のお客様の利益を損なう場合
- (3) お客様に関する情報を、お客様の同意なく利用し、当社又は第三者が利益を得る場合

第5条（利益相反の特定及び管理の方法）

当社は、前条のような利益相反が生じるおそれがないか、取引の公正性、対価の適正性及びお客様の意向確認等の観点から確認し、必要な管理を行います。

第6条（管理体制）

当社は、利益相反管理を統括する責任者を配置するとともに、必要に応じて業務の適正性を確認・検証する体制を整備します。

第7条（記録の保存）

当社は、利益相反管理に関する記録を適切に保存し、事後の検証が可能な体制を整備します。

第 8 条（外部委託先の管理）

当社は、業務の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託先においても適切な管理が行われるよう、必要な措置を講じます。

第 9 条（確認・検証）

当社は、利益相反管理の実効性について定期的に確認・検証を行い、必要に応じて本方針の運用を見直します。

第 10 条（教育）

当社は、役職員に対し本方針の周知及び利益相反管理に関する教育を継続的行います。

第 11 条（苦情対応・内部監査・内部通報）

当社は、本方針に関する苦情への対応、内部監査及び内部通報について、既存の社内体制を活用し、適切に対応します。

第 12 条（本方針の見直し）

当社は、法令等の改正その他の状況変化を踏まえ、本方針を適宜見直します。

附 則

- ・ 本方針は、2026年6月1日に制定・施行します。
- ・ 本改定は、2026年8月24日に改定・施行します。